

# 答 申 書

平成24年（2012年）1月30日

横須賀市情報公開審査会

(平成22年度第1号事案)

横情審第19号

平成24年(2012年)1月30日

横須賀市公平委員会

委員長 木村良二様

横須賀市情報公開審査会

委員長 原田一明

公文書の部分公開決定に関する異議申立てについて(答申)

平成22年12月10日付け横公平第22号をもって諮問された公文書の部分公開決定に関する異議申立てについて、次のとおり答申する。

## 1 審査会の結論

横須賀市公平委員会が、別表1に掲げる文書1ないし文書8につき、部分公開とした決定のうち、別表2に掲げる部分を非公開とした決定は、妥当ではなく、公開することが相当であるが、その余の部分を非公開とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立人の主張の要旨

### (1) 異議申立ての趣旨

情報公開条例(平成13年横須賀市条例第4号。以下「条例」という。)6条の規定に基づき、異議申立人(以下「申立人」という。)が行った公文書公開請求に対し、横須賀市公平委員会(以下「実施機関」という。)が、平成22年10月6日付け横公平第13-2号により、条例7条1号(個人に関する情報)並びに同条4号エ及びカ(事務事業に関する情報)の規定を理由として行った部分公開決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるものである。

### (2) 異議申立ての理由

申立人が提出した異議申立書、諾否決定理由説明書に対する意見書及び意見等を記載した書面によると、概ね次のとおりである。

#### ア 条例7条1号該当性について

(ア) 実施機関は、条例が個人識別情報型を採用していることを理由に、特定の個人が識別されるおそれがあることを強調して部分公開としているが、すでに公開さ

れている情報を組み合わせれば、相当程度の特定は可能であるので、非公開とする理由にはならない。

また、識別されるということは、識別される蓋然性が、法的保護に値する程度に高い場合をいい、個別具体的に客観的な要素で判断する必要がある、安易に非公開とすることのないよう運用しなければならず、公開することによる支障の程度と公開することによる公益性との比較衡量を客観的に行う必要がある。実施機関が本号に該当するとして非公開としたかなりの部分が、本号ア又はイに該当し、公開しなければならない。さらに、個人情報の範囲が固有名詞のみならず拡大している。職務遂行上の行為については、公開されるべきものである。

裁決書の内容からして、個人の権利利益を害するとして評価されるような性質の内容ではなく、また、日付及び場所については、特に秘密とすべき理由はないものであるが、多々非公開となっている部分がある。これらを公開したところで、支障が生じるとは考えられないので、公開すべきである。

(イ) 実施機関に対して審査請求を行った職員（以下「審査請求人」という。）の氏名、印影、住所、生年月日、証人又は関係者職員、代理人の氏名のほかはすべて公開すべきであるが、職員であれば、氏名については、職務遂行に係るものであれば、本来は公開されるものであろうし、生年月日についても、職員が身分証を関係者に提示する職責を有するという担当に従事した場合、他人に知られる前提となっている実態からして、非公開が妥当であるのか疑問である。

公務員の個人情報を持つ多面性というのは、情報公開制度に内在する問題であり、短絡的に本件処分のように非公開に結びつけてよいものではない。職務遂行上の情報としての側面と、機微情報としての側面が交錯しているという事情が前提として存在するものであり、文書7の公開部分からは、その点が明らかである。

(ウ) すでに公開されている情報や、公開される情報を総合すれば、実質秘も形式秘も存在しないという状況での公開請求であることから、機微情報を理由とした非公開決定には理由がなく、調べようとすれば、いずれはわかるものであり、公開請求者の手間やコストを増やしているだけという現実からすれば、個人情報の性質が本件処分の理由にはならない。

(エ) 本件処分に係る非公開部分はすべて公開されなければならないものであり、非公開とする部分が残るとしても、現在非公開とされている部分の中で、必ず公開される部分がある。

イ 条例7条4号エ該当性について

人事異動については、公正に行われることは当然であって、過去に行われた人事

異動の限られた断片的な情報である今回の非公開部分が公開されたことによって、今後の人事異動の公正さが損なわれるということには直接つながるものではない。

また、任命権者が決定する人事異動について、過去の断片的な情報が公開されたとしても、特に、円滑という点からして、今後支障が生じる性質の情報ではない。任命権者ではない人間が断片的な情報を元に、何らかの言動を取ったとしても、人事異動により、異動がなされる事実は変わらないのであるから、その言動によって、人事異動が影響を受ける、さらには、人事異動に支障が生じるということは、ありえないはずである。

なお、実施機関は、支障を及ぼすおそれに言及しているが、具体的にどのような支障が生じるのかが不明である。人事管理に係る具体的な基準や実態については、公正、透明な人事制度の運用上、むしろ積極的に公開すべき情報である。公開された部分からは、支障がある部分とは考えられない。

よって、人事異動に関する内部情報であり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるという実施機関の主張は、非公開の理由とはならない。

#### ウ 条例7条4号カ該当性について

医療機関の所在地、医師の氏名といった情報は公開するのが通常である。また、医療機関の情報については、医療機関に配慮するのではなく、処分者の人事事務の遂行の支障を問題としているが、公開によって、どのように人事事務に影響するか因果関係が不明であり、非公開の理由にはならない。むしろ、事務の性質上、条例に相当するおそれにどこが該当するのか不明であるので、公開しなければならないとも考えられる。

#### エ 条例7条1号ア該当性について

##### (ア) 公平委員会における口頭審理について

本件処分により公開された内容によると、審査請求人は、公開の口頭審理を求めており、不服申立書提出時以後、口頭審理が非公開となった記載が議事録には見られないことから、口頭審理は公開で行われたはずである。

口頭審理を公開した際に、傍聴者がいればなおのこと、傍聴者がいなかったとしても、口頭審理の内容については、本件処分により公開された公平委員会議事録又は公平委員会進行協議の記録によると、事前に大部分が調整されており、傍聴者に内容を知られることを予定していたものと理解するのが自然である。

口頭審理内容には、断片的な事実を抽出して、評価したものが含まれているが、固有名詞を非公開としている場合においては、非公開とした個人が不利益を被るものとは考えられない。

現在の公平委員会制度において、公開の口頭審理が予定されているということ

は、制度上、口頭審理の内容を一般に公開しても支障がないものとして、予定されていることも示している。公開の口頭審理が開かれた時点で、口頭審理の内容は秘密にはあたらず、すなわち、形式秘にもあたらない。

横須賀市の場合、職員の非違行為については、かなり公開している実態があることから、本件処分により非公開とされた口頭審理の内容が公開されても、権利利益を侵害するという解釈にはあたらず、実態とは整合しない。

(イ) 全国公平委員会連合会判定集について

全国公平委員会連合会判定集において、裁決書は慣行として公にされており、希望があれば、何人であっても閲覧できる状態が存在する。裁決書については、固有名詞のみが分離、秘匿したものが一般には知られることとなっているが、実際に支障が生じていると確認されているものではない。この場合において、本件処分により非公開とされた部分と公開部分を比較すると、非公開とする必要がないと考えられるものについても、非公開となっている。また、文脈上も、非公開とされているものについて、一般に通常入手しうる情報に含まれるものが入っていることが読み取れる。

文書8については、原文が申立人に入手できる状態にあるため、本件処分により非公開とされた部分が分かっており、非公開とする必要のないものが非公開となっていることを申立人は問題視する。

このような判断基準で文書7の非公開部分が決定されているとすると、仮に個人情報保護の見地であったとしても、本来公開すべきものが非公開となっている可能性はきわめて高い。

全国人事委員会連合会編の地方公務員人事判定集は市販されており、ほぼ類似の性質の内容が一般に知られている。全国公平委員会連合会判定集については、情報の性質によって販売されていないというよりも、仮に販売してどれだけ売れるか、需要があるのか、社会的に商売として成立するかという、実施機関が主張することとは、全く異質の問題に起因する問題と考えられる。

むしろ、社会的には、情報の需要があれば、情報公開制度に基づき、公開すればよいという、社会的合意が存在するので、販売に至っていないと理解するのが常識的な考えである。

(ウ) 他の実施機関の事務における情報の公表について

ある実施機関では同一の情報が公表され、一方、他の実施機関では非公開となっていることから、本件処分においては、必要以上に非公開としていることが推定される。

### 3 実施機関の説明の要旨

実施機関の諾否決定理由説明書及び口頭による審査会への説明の内容は、次のように要約することができる。

#### (1) 本件対象文書に記載された情報について

本件対象文書に記載された情報は、全体にわたり、任命権者である横須賀市長（以下「処分者」という。）から分限免職処分を受けた審査請求人などの特定の個人に関する情報が記載されている個人情報である。審査請求に係る個人情報は、職務遂行上の情報ではなく職員の身分取扱いに関する情報であって、特に慎重に扱われるべき機微情報である。

#### (2) 部分公開決定の理由について

##### ア 条例7条1号該当性について

次に掲げる情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくはその他の記述等を照合することにより特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがある個人に関する情報であって、これらを公開した場合、当該個人の権利利益を侵害するおそれがある。

##### (ア) 審査請求人の情報について

審査請求人の情報としては、氏名、印影、住所、生年月日、職名及び所属が、特定の個人が識別され得る情報であり、審査請求日、処分年月日、処分を知った日、処分説明書の交付を受けた年月日、審査請求人が所属する課の業務内容、組織設置状況、審査請求人の担当業務内容、行動日、内示内容、受診等医療機関名、経歴、行動日、処分又は通知を受けた日その他の記述等を照合することにより特定の個人を識別することができる情報であり、審査請求人の病名、特定行動内容、特定発言内容及び休暇休職内容については、特定の個人を識別することはできないが公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがある個人に関する情報である。

##### (イ) 医師又は医療機関の情報について

文書1のうち職務命令書における医師の氏名は、特定の個人が識別され得る情報であり、医療機関の名称、所在地及び電話番号については、その他の記述等を照合することにより特定の個人を識別することができる情報である。

##### (ウ) 証人又は関係者職員の情報について

文書2ないし文書8における証人又は関係者職員の情報は、氏名、役職名及び所属が、特定の個人が識別され得る情報であり、担当業務内容については、その他の記述等を照合することにより特定の個人を識別することができる情報であり、

特定発言内容は、特定の個人を識別することができないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報である。

(エ) 代理人の情報について

文書 8 における代理人の氏名については、特定の個人が識別され得る情報である。

イ 条例 7 条 4 号エ該当性について

条例 7 条 4 号エに該当するとして非公開とした部分は、処分者における職員の人事管理に係る人事異動に関する内部情報であって、通常、職員が知り得ない情報であり、この情報を公開した場合、公正かつ円滑な人事管理に影響を及ぼすおそれがある。

ウ 条例 7 条 4 号カ該当性について

条例 7 条 4 号カに該当するとして非公開とした部分は、処分者が、審査請求人の心身の故障により職務の遂行に支障があるとして受診命令を行った際に、職員分限条例（昭和26年横須賀市条例第47号）3条1項の規定により任意に指定した2名の医師が属する医療機関の情報である。審査請求人が受診することになる処分者が指定した医療機関の情報であり、この情報を公開した場合、処分者の人事管理に関する事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

エ 条例 7 条 1 号ア非該当性について

(ア) 公平委員会における口頭審理について

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）50条1項には、「処分を受けた職員から請求があったときは、口頭審理を行わなければならない。口頭審理は、その職員から請求があったときは、公開して行わなければならない。」と規定されているが、これは、処分者から行われた処分に対する不服申立て事案について、審理の透明性の確保を図る観点から審理の公開を求める権利を定めたものであって、不服申立てに係る口頭審理の全ての内容が公開されることを趣旨として規定されたものではない。

よって、口頭審理に係る個人に関する情報については、条例 7 条 1 号アに該当しない。

(イ) 全国公平委員会連合会判定集について

全国公平委員会連合会判定集は、全国公平委員会連合会（以下「連合会」という。）に加入する公平委員会が審査し判定した裁決書について、連合会が連合会に加入する公平委員会から収集し編さんした書籍である。同書籍には、文書 8 の内容が記載されているが、連合会に加入する公平委員会が今後の審査判定の参考に資するために作成され、連合会に加入する公平委員会のみ配付されたもので

あって、不特定多数の者に販売し、又は頒布し閲覧されているものではない。

よって、同書籍に記載されている個人に関する情報については、条例7条1号アに該当しない。

### (3) 条例の基本原則について

条例の基本原則として、条例3条1号に「市の保有する公文書は、原則として公開することとし、非公開とする公文書を必要最小限にとどめること」と規定しつつも、同条2号に「基本的人権としての個人の尊厳を守るため、個人情報を最大限に保護すること」と併せて規定している。

これは、市の公文書は、原則公開とする一方、個人情報は、個人の権利利益を侵害することがないように、個人情報を最大限に保護しなければならないというものである。

実施機関が行った各裁決の内容は、市民に対して説明する必要性がある一方で、裁決に係る関係文書が公開されることにより、審査請求人に不利益とならないよう、また、今後、職員が実施機関に審査請求を行ううえでの心理的な負担とならないよう、十分配慮する必要がある。

また、個人情報の保護を図るためには、一般的に明確でないプライバシーに関する情報を個別に検討して公開の判断を行うよりも、個人が識別されるおそれがある情報を広くとらえ、これを原則非公開とする方が個人の権利利益の保護が図られることから、条例は、個人識別情報型を採用している。

本市においては、分限免職処分が行われたことは極めてまれであって、市職員録及び人事異動内示書等と照合することにより、審査請求人及び関係者が特定されるおそれがあり、これらの情報を公開した場合、当該個人の権利利益を侵害するおそれがある。

## 4 審査会の判断

審査会は、申立人の主張及び実施機関の説明を具体的に検討した結果、以下のよう  
に判断する。

### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、別表1に掲げる文書1ないし文書8であって、審査請求人が実施機関に審査請求を行う際に提出した審査請求書及びその添付書類並びに実施機関が作成した議事録及び裁決書である。

### (2) 非公開部分に係る判断について

#### ア 条例7条1号該当性について

##### (ア) 審査請求人の情報について



申立人は、審査請求人についての多くの情報がすでに公開されており、それらの情報を組み合わせることにより相当程度の特定が可能であるから、審査請求人の情報を非公開とする理由がないと主張する。一方、実施機関は、審査請求に係る情報は、公務員の職務の遂行に関する情報ではなく、職員の身分取扱いに関する情報であって、審査請求人の権利利益を害するおそれがあると説明する。加えて、条例の基本原則は、市が保有する公文書は、原則として公開することとし、非公開とする公文書を必要最小限にとどめることを前提とするが、他方で、基本的人権としての個人の尊厳を守るため、個人情報を最大限に保護することも併せて規定しているとも説明する。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件処分により公開された情報を組み合わせることにより、本件審査請求人を相当程度に特定することが可能であるとまでは認められず、審査請求に係る情報については、職員個人の身分取扱いに関する情報であると認められる。したがって、審査請求人の情報について、特定の個人が識別され、又は識別され得るものとして非公開とした実施機関の判断は妥当である。

また、審査請求人の情報については、直接的に審査請求人が識別される情報のほか、具体的な病名等の記載も含まれているが、それらについても条例7条1号に該当し、特定の個人の権利利益を侵害するおそれがあることから非公開とした実施機関の判断は妥当である。

(イ) 医師又は医療機関の情報について

医師又は医療機関の情報は、申立人が主張するように、通常であれば、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるといえるが、本件については、審査請求人が受診する医師又は医療機関の情報であって、特定の医師が特定の人物を診断するとの情報は、慣行として公にされ、又は公にされ得る情報であるとはいえない。さらに、これらの情報は、審査請求人の情報として非公開とされたその他の情報と密接に関係する情報でもあって、審査請求人の権利利益を害するおそれがあることから、非公開とした実施機関の判断は妥当である。

(ウ) 証人又は関係者職員の情報について

証人又は関係者職員の情報について、申立人は、公務員の職務遂行に関する情報については公開すべきであると主張する。

当審査会において文書7を見分したところ、証人又は関係者職員の情報については、一面で、申立人が主張するように、公務員の職務遂行に関する情報であると捉えられる余地がないわけではないが、証人のそれぞれの発言内容は、むしろ

審査請求人に関するものであり、これらの発言内容全体の趣旨から判断すると、審査請求人が識別され、又は識別され得る情報であると考えられる。また、証人又は関係者職員は、審査請求人と少なからず業務上の関係があった者であるということも併せ考えると、証人又は関係者職員の氏名等の情報についても、他の情報と照合することにより、審査請求人が識別され、又は識別され得る情報であると判断することができることから、別表2に掲げる文書7において公開することが相当であるとした部分を除いて非公開とした実施機関の判断は妥当である。

(エ) 非公開とした情報のうち公開することが相当である情報について

当審査会において文書1を見分したところ、職務命令書における上段の発信者名については、人事管理を所掌する役職名で発信されていることが明白であり、その実質は、当該職員個人の私事に関する情報ということにはできず、当該職員の職務の遂行に関する情報であるといえるのであって、かつ、審査請求人が識別され、又は識別され得るものには該当しない情報でもあることから、条例7条1号には該当せず、公開することが相当である。

次に、文書7を見分したところ、審査請求人に関する日付のみならず、特定の要綱の制定日までをも非公開としているが、要綱の制定日については、慣行として公にされている情報であると考えられ、また、特定発言内容中の一部の語句については、特定の個人が識別され、又は識別され得るものには該当しないものがあることから、文書7における非公開とした情報のうち、別表2に掲げる部分については、公開することが相当である。

さらに、文書8を見分したところ、まず、事案番号に記載された年数については、実施機関が不服申立てを受理した際に、事案の管理のために暦年で付した番号のうちの一部であり、文書2に記載がある会議の開催日時から当然に知り得る情報であり、加えて、代理人の氏名については、特定の個人が識別される情報であるが、職務遂行に関する情報であることから、これらのそれぞれの情報についても、別表2のとおり、公開することが相当である。

イ 条例7条4号エ該当性について

条例7条4号エに該当するとして非公開とされた文書7における人事異動に関する情報については、申立人が主張するとおり、特定の人事異動事案に係る断片的な情報ではあるが、処分者における職員の人事管理に係る人事異動に関する内部情報であって、通常、職員が知り得ない情報である。したがって、人事管理に係る特定の文書名や人事異動に係る意思形成過程の情報を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、非公開とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 条例7条4号カ該当性について

条例7条4号カに該当するとして非公開とされた文書1における医療機関の情報について、実施機関は、処分者が審査請求人への受診命令に基づいて指定した医療機関の情報を公開することで、処分者の人事事務の遂行に関して、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると説明する。しかしながら、この説明では、人事事務の遂行において、具体的にどのような支障が生じるのかが必ずしも明らかであるとはいえない。このことから、本件医療機関の情報については、条例7条4号カに該当するとはいえない。しかし、当該情報については、前述のとおり、特定の医師が特定の人物を診断するという情報は、慣行として公にされ、又はされる情報であるとまではいえないため、条例7条1号に該当するとして、非公開とすることが妥当である。

エ 条例7条1号ア該当性について

(ア) 公平委員会における口頭審理について

申立人は、公開で行われた口頭審理の内容が、傍聴者に知られることを予定していた情報であり、公開で行われた時点で秘密には当たらないと主張する。これに対して、実施機関は、処分者によって行われた処分に対する不服申立て事案について、審理の透明性を確保する観点から審理の公開を求める権利を定めたものであって、不服申立てに係る口頭審理の全ての内容が公開されることを意味するものではないと説明する。

公平委員会の口頭審理については、率直かつより正確な証言を得るという観点から、証人の情報をいわれの無い非難等のおそれから保護することも重要である。とりわけ、職員の免職処分起因して行われた口頭審理は、証言された内容が実施機関の裁決に影響を及ぼすものであることから、たとえ口頭審理が公開で行われたとしても、発言内容が当該審理に出席した者のみならず、公文書公開請求を通じて広く何人に対しても公開される結果となれば、証言に心理的な負担が生じ、率直かつ正確な証言を得られなくなるおそれがあることも否定できない。以上の諸点と当審査会において文書7の記載内容を個別具体的に見分したところを併せ考えれば、前述のとおり、公開することが相当である情報を除いて、申立人の主張を採用することはできない。

(イ) 全国公平委員会連合会判定集について

申立人は、全国公平委員会連合会判定集において、裁決書は慣行として公にされており、希望があれば、何人であっても閲覧できる状態にあるのであって、同書籍における文書8の原文についても入手できる状態にあると主張する。これに対して、実施機関は、同書籍には、文書8の内容が記載されているが、同書籍

は、連合会に加入する公平委員会が今後の審査判定の参考に資するために、連合会が収集し編さんした書籍であって、連合会に加入する公平委員会のみ配付されたものであり、不特定多数の者に販売し、又は頒布し閲覧されているものではないと説明する。

この点、当審査会が申立人の主張等に基づいて調査した結果からは、同書籍が何人であっても入手し、又は閲覧することができるという事実までを確認することはできなかった。したがって、文書8の記載内容を個別具体的に見分したところを併せ考えれば、同書籍に関する申立人の主張を採用することはできない。

(ウ) 他の実施機関の事務における情報の公表について

申立人は、他の実施機関の資料により、非公開とした情報の一部が公表されていると主張するが、他の実施機関において当該情報が公表されたとしても、そのことは、当該事務の目的に沿って公表されたのであり、本件処分にあたっては、特定の個人の識別可能性という観点と、個人の権利利益の保護の観点から、これらの情報を公開することについては慎重に取り扱うべきであると判断する。

(3) 申立人のその他の主張について

申立人は、その他についても主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上、審査会の結論に記載のとおり答申する。

横須賀市情報公開審査会

|     |       |
|-----|-------|
| 委員長 | 原田一明  |
| 委員  | 三浦大介  |
| 委員  | 遠藤正敏  |
| 委員  | 千賀重義  |
| 委員  | 望月由佳子 |

○ 審査会の経過

| 年 月 日         | 処 理 等 の 内 容                    |
|---------------|--------------------------------|
| 平成22年11月30日   | ・ 異議申立ての提起                     |
| 平成22年12月10日   | ・ 横須賀市公平委員会からの諮問               |
| 平成23年 1 月 6 日 | ・ 実施機関から「諾否決定理由説明書」の收受         |
| 平成23年 1 月31日  | ・ 異議申立人から「諾否決定理由説明書に対する意見書」の收受 |
| 平成23年 3 月 8 日 | ・ 審議                           |
| 平成23年 4 月11日  | ・ 実施機関からの口頭説明聴取                |
| 平成23年 5 月 6 日 | ・ 異議申立人から「意見等を記載した書面」の收受       |
| 平成23年 5 月23日  | ・ 審議                           |
| 平成23年 6 月17日  | ・ 審議                           |
| 平成23年 7 月28日  | ・ 審議                           |
| 平成23年 9 月 6 日 | ・ 審議                           |
| 平成23年10月17日   | ・ 審議                           |
| 平成23年11月 7 日  | ・ 審議                           |
| 平成23年12月20日   | ・ 審議                           |

別表 1

|      |                                  |
|------|----------------------------------|
| 文書 1 | 平成20年 1 月23日付け裁決に係る審査請求書及びその添付書類 |
| 文書 2 | 平成18年 6 月14日公平委員会議事録             |
| 文書 3 | 平成19年 8 月30日公平委員会議事録             |
| 文書 4 | 平成19年 3 月20日公平委員会進行協議の記録         |
| 文書 5 | 平成19年 6 月 8 日公平委員会進行協議の記録        |
| 文書 6 | 平成19年 8 月 2 日公平委員会進行協議の記録        |
| 文書 7 | 平成19年 9 月12日公平委員会口頭審理録           |
| 文書 8 | 平成20年 1 月23日付け裁決書                |

別表 2

| 文書名                           |        | 公開することが相当である部分                     |
|-------------------------------|--------|------------------------------------|
| 文書 1 における職務命令書                |        | 発信者名のうち上段の役職名                      |
| 文書 7                          | 3 頁目   | 15行目12文字目から14文字目までに記載された文書の名称      |
|                               | 22 頁目  | 12行目 9 文字目から12文字目までに記載された役職名       |
|                               |        | 13行目 8 文字目から11文字目までに記載された役職名       |
|                               | 51 頁目  | 25行目 4 文字目から 9 文字目までに記載された要綱制定日    |
|                               | 60 頁目  | 11行目 8 文字目から13文字目までに記載された要綱制定日     |
|                               | 83 頁目  | 22行目14文字目に記載された人代名詞                |
|                               | 115 頁目 | 28行目42文字目から29行目 6 文字目までに記載された書籍の題名 |
| 29行目30文字目から35文字目までに記載された施設の名称 |        |                                    |
| 文書 8                          | 1 頁目   | 右上に記載された事案番号の年数                    |
|                               |        | 代理人の氏名                             |

(注)

文字は、左詰めで数えるものとし、句読点、数字及び記号は、それぞれを 1 文字と数えるものとする。